

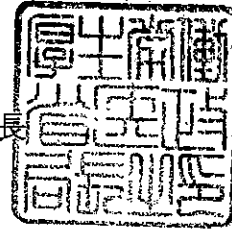
医政発第 0331028 号
平成 21 年 3 月 31 日

各

都道府県知事
社会保険事務局長

殿

厚生労働省医政局長



「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4版」の
策定について

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」は、平成17年3月31日「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」（医政発第 0331009 号薬食発第 0331020 号保発第 0331005 号厚生労働省医政局長 厚生労働省医薬食品局長 厚生労働省保険局長連名通知）の別添として、個人情報保護に資する情報システムの運用管理、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）への適切な対応等について示したところである。

その後所要の改定を行い平成20年3月にガイドライン第3版が策定されているところであるが、さらに「医療分野における電子化された情報管理の在り方に関する事項」として、技術進歩にあわせた医療情報の取扱い方策について、医療情報を基軸とした安全管理及び運用方策等を更に体系的に検討し、読みやすさにも配慮したガイドラインへの改定を行い、別添1のとおり「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4版」を策定したので、貴職におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に周知方願いたい。

また別添2のとおり、特にすべての医療機関等の管理者に御理解いただくようポイントをまとめた「医療情報を安全に管理するために」を作成したので、併せて周知方願いたい。

なお、このガイドライン等については厚生労働省ホームページへの掲載も予定しているので、念のため申し添える。

